電気需給契約書(案)

需要者いわき市医療センター(以下「甲」といいます。)と供給者 (以下「乙」といいます。)は、甲が乙より交付を受けた電気需給約款(以下「需給約款」といいます。)およびいわき市病院事業契約規程(平成19年いわき市病院局管理規程第28号。以下「契約規程」といいます。)にもとづき、電気の需給について以下のとおり契約(以下「本契約」といいます。)します。

第1条(基本条件)

甲が本契約にもとづき電気を使用する基本条件は、以下のとおりとします。

需要場所		福島県いわき市内郷御厩町久世原16	
需給地点		需要場所における甲と東北電力ネットワーク株式会社との間で 取り決めた最終の責任分界点または財産分界点	
供給電圧		6, 000V	
契約種別		高圧電力(500kW以上)	
最大電力		2,870 kW	
常時供給電力の 契約電力		2,500 kW	
自家発補給電力の 契約電力		370 kW	
予備電力の 契約電力	予備線	2,500 kW	
	予備電源	- kW	

第2条(料金単価)

甲が本契約にもとづき使用する電気の料金単価は、以下のとおりとします。

また、料金単価には、消費税および地方消費税相当額を含みます。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、需給約款にて定めるとおりといたします。

区分		料金単価	算 定 式	
	基本料金		円/kW/月	電気を使用した場合 (契約電力)×(基本料金単価)×(1.85-力率/100)
常時生			H/KW/ H	電気を全く使用しない場合 (契約電力)×(基本料金単価)×0.5
	電力量 料金	ピーク	円/kWh	
		夏季昼間	円/kWh	(区分ごとの使用電力量)×(区分ごとの電力量料金単価)
		その他季昼間	円/kWh	※電力量料金単価には、需給約款にもとづき、燃料費等 調整単価を別途加算します。
		夜間	円/kWh	
	基本料金		円/kW/月	電気を使用した場合 (契約電力)×(基本料金単価)×(1.85-力率/100)
自家発 - 補給 電力				電気を全く使用しない場合 (契約電力)×(基本料金単価)×0.3
	電力量料金	ピーク	円/kWh	(子於豆八岁), 亦什田彦士昌)
		夏季昼間	円/kWh	(季節区分ごとの使用電力量) ×(季節区分ごとの電力量料金単価)
		その他季昼間	円/kWh	※電力量料金単価には、需給約款にもとづき、燃料費等調整単価を別途加算します。
		夜間	円/kWh	河正平 1位 別
予備 電力	基本料金	予備線	円/kW/月	(契約電力)×(基本料金単価)
		予備電源	一 円/kW/月	

第3条(需給契約成立日)

需給契約成立日は、____といたします。

第4条(契約使用期間)

- (1) 契約使用期間は2025年12月1日から2026年11月30日までとします。
- (2) 契約使用期間満了に先立って、甲または乙のいずれからも契約更改等の申し出がない場合は、本契約は、契約使用期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

第5条(守秘義務)

甲または乙は、相手方の文書等による承諾を得た場合を除き、本契約に関する事項について第三者 に開示してはならないものとします。ただし、第三者からの法令にもとづく開示請求に対して開示す る場合は、この限りではありません。

第6条(甲の契約解除権)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除できるものとします。

- (1) いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成27年3月31日制定)第4条第1項に規定する排除措置対象者と認められるとき。
- (2) 全号のほか、契約規程又は本契約に違反したとき。
- 2 前項の規定による契約解除により、甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならないものとします。

第7条(乙の契約解除権)

乙は、甲が本契約に違反したときは、契約を解除できるものとします。この場合、乙が損害を受けた ときは、甲は、その損害を賠償しなければならないものとします。

第8条(予算の減額又は削除に伴う解除等)

本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定にもとづく長期継続契約であり、本契約締結日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算について減額又は削除があった場合には、甲は、本契約を変更し、又は解除することができるものとします。ただし、需給約款にもとづき発生する精算金等については、甲は、乙に対して支払うものとします。

第9条(その他の事項)

- (1) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、乙は、変更された税率にもとづき、 第2条に定める料金単価を変更します。この場合、契約使用期間満了前であっても変更後の 料金単価を適用するものとします。
- (2) 本契約締結に伴い、甲は託送供給等約款における需要者に関する規定について遵守するものとします。
- (3) 本契約書およびこれに付帯して締結する覚書等(以下、「本契約書等」といいます。) に定めのない事項については、需給約款および契約規程によるものとします。
- (4) 本契約書等および需給約款、契約規程に定めのない事項については、甲および乙は、協議により決定するものとします。

本契約の締結の証として本書2通を作成し、甲・乙各々記名捺印のうえ、各1通を保有します。

年 月 日

甲(需要者) 福島県いわき市内郷御厩町久世原16番地 いわき市医療センター いわき市病院事業管理者 新谷 史明 印

乙 (供給者)

印